

# (1) 犯罪に強い地域社会の形成

## 現状と課題

- 県民と一体となった犯罪抑止対策の推進により、刑法犯認知件数は平成15年をピークに減少傾向に転じているが、殺人・強盗などの凶悪事件や身近な知能犯罪などの発生が後を絶たないほか、潜在化する暴力団や犯罪のグローバル化の進展、さらには、国際テロ、サイバー犯罪などの新たな脅威が生じており、厳しい犯罪情勢に的確に対応することが求められています。
- 都市化の進展などにともない、地域の連帯感が希薄化し、地域社会に従来から内在していた犯罪抑止機能が低下しているとの指摘もあります。犯罪を抑止するためには、地域社会の犯罪抑止機能を回復させることが重要です。
- 学校や通学路などで子どもが被害者となる犯罪が発生していることから、地域や関係団体と連携して子どもの安全確保に取り組む必要があります。
- 犯罪の被害者は、その直接的な被害だけではなく、精神的、経済的にも多くの被害を受けており、被害の回復・軽減、被害者の安全確保とともに、精神的、経済的支援が求められています。

## これからの基本方向

- 県民一人ひとりが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、県と県民、事業所が一体となった地域安全活動を展開します。(「大分県安全・安心まちづくり条例」)
- 巧妙化・広域化・多様化する犯罪に迅速・的確に対応する警察体制の強化を図り、県民を犯罪から守る警察活動を推進します。
- 県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、県と県民、事業所が一体となり、地域社会から暴力団を排除することを推進します。(「大分県暴力団排除条例」)
- 犯罪被害者などが受けた精神的・経済的被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むための支援活動を推進します。

## 主な取り組み

### 1 安全・安心なまちづくりの推進

- パトロールの強化など犯罪の抑止と検挙に向けた積極的な街頭活動の展開
- 地域における「生活安全センター」としての警察署・交番・駐在所の機能強化
- 自主防犯パトロール隊に対する防犯研修会など地域住民による自主的な防犯活動への支援
- 危機管理マニュアルの作成や防犯訓練の実施など学校及び通学路などにおける安全対策の推進
- 犯罪防止に配慮した住宅・道路・公園・駐車場などの整備・管理の普及促進

**策定委員会から一言**  
警察官が、赴任した土地の歴史や文化を学ぶことも大切です。



自主防犯パトロール隊の活動

### 2 犯罪対策の推進

- 殺人など凶悪犯罪の早期検挙に向けた捜査支援システムなどの充実強化
- DNA型鑑定など科学捜査力の充実強化
- 銃器の摘発と薬物密売組織や来日外国人犯罪組織の壊滅に向けた取締りの強化
- 街頭犯罪・侵入犯罪の発生抑止に向けた的確な現状分析と将来予測を踏まえた防犯活動の推進
- テロ関連情報の収集と各種テロ対策の推進

### 3 暴力団排除活動の推進

- 大分県暴力追放運動推進センターなどの関係機関・団体と連携した暴力団排除の推進
- 暴力団排除の重要性に対する県民の理解を深めるための広報・啓発
- 暴力団や暴力団共生者の取締りと犯罪収益のはく奪

### 4 犯罪被害者支援活動の推進

- 被害者のニーズに即した情報提供や助言などきめ細かい犯罪被害者への支援
- 支援活動の中核となる大分被害者支援センターが行う活動への支援と関係機関・団体との連携の強化
- 犯罪被害者などが再び平穏な生活を営むことができるよう地域社会で支援していく気運の醸成

## 目標指標

指 標 名	単 位	基 準 値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
刑法犯認知件数	件/年	15,482	H16	13,500以下	8,691	8,000以下

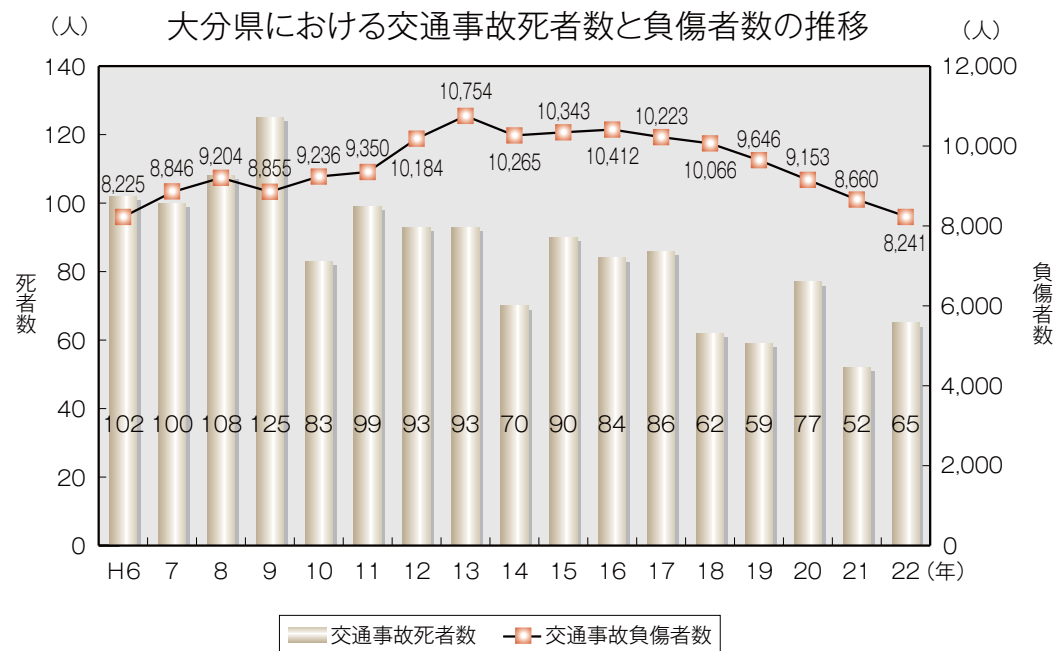
## (2) 安全で快適な交通社会の実現

### 現状と課題

- 交通環境の著しい変化や高齢化の進行などにもない、高齢者が当事者となる交通死亡事故が高い割合で発生しています。また、運転者、自転車利用者及び歩行者が基本的な交通ルールを遵守しないことによる死亡事故が多発しているほか、交通事故発生件数及び負傷者数は依然として高い水準にあることから、さらなる交通安全対策の推進が必要です。

### これからの基本方向

- 安全で安心な人にやさしい交通社会を形成するため、関係機関・団体と連携してライフステージに対応した体系的な交通安全教育を充実するとともに、地域の自主的な交通安全活動を推進します。
- 飲酒運転のない安全で安心して暮らすことができる県民生活の実現に向けて、県、県民及び事業者が一体となって飲酒運転根絶活動を推進します。(大分県飲酒運転根絶に関する条例)
- 人と車が共生できる快適な交通社会の実現をめざし、交通事故を抑制するための交通環境を整備します。



### 主な取り組み

#### 1 交通安全思想の普及

- 交通安全意識高揚に向けた県民総参加の交通安全活動の推進
- 幼児から高齢者まで年齢に応じた参加・体験型の交通安全教育の推進
- 家庭、学校、事業所、地域などにおける啓発活動の充実
- 高齢者家庭の訪問指導など関係機関・団体との協働による地域全体での高齢者交通安全対策の推進



地域のボランティアによる交通安全運動

#### 2 飲酒運転根絶対策の推進

- 飲酒運転根絶に向けた県民の規範意識の向上
- 酒類提供飲食店や酒類販売店などの事業者と連携した飲酒運転防止対策の推進

#### 3 交通秩序の確立

- 取締り機材の高度化と重大事故に直結する悪質・危険な違反や迷惑性の高い違反に対する重点的な取締りの推進
- 暴走族根絶に向けた取締りの強化と広報啓発活動による暴走族追放の社会環境づくりの推進
- 高速道路における自動車の交通方法及び運転者の義務の周知徹底

#### 4 交通環境の整備

- 高齢歩行者や自転車利用者の安全性向上のためバリアフリー対応型信号機<sup>※</sup>や歩道、自転車道などの整備推進
- 交通事故発生率の高い地域・路線を指定した「あんしん歩行エリア<sup>※</sup>」や「事故危険箇所」を重点にした交通安全施設の整備推進
- 交通管制システムや信号機の高度化による安全で円滑な交通環境の整備推進

#### 5 交通事故被害者支援の充実

- 交通事故被害者に対する交通事故相談及び交通遺児などに対する救済支援の充実

### 目標指標

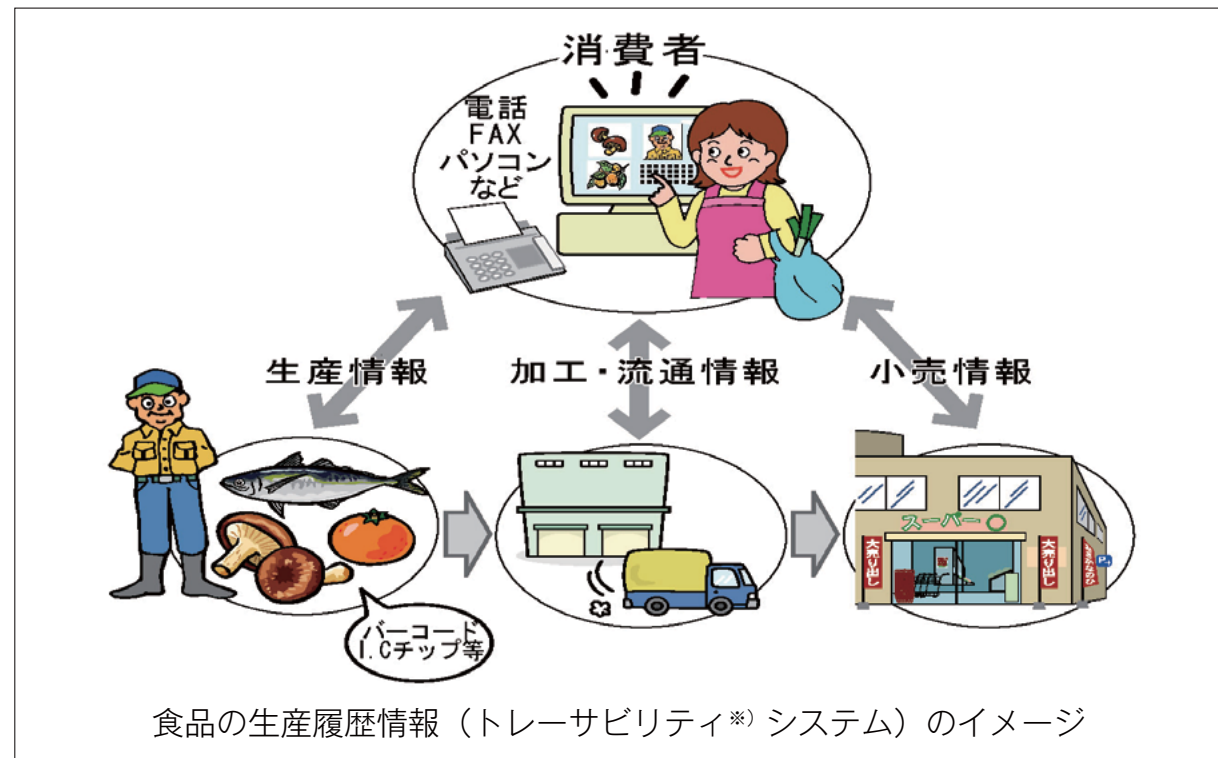
指標名	単位	基準値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
交通事故死者数	人/年	84	H16	80以下	65	45以下
交通事故負傷者数	人/年	10,412	H16	10,000以下	8,241	6,455以下
県管理道における法指定通学路 <sup>※</sup> の歩道整備率	%	64	H20	-	66.6	72

# (3) 食の安全・安心の確保

安心  
活力  
発展

## 現状と課題

- 食品偽装表示事件の続発や食品添加物の使用などによる食に関する不安や不信を払拭するため、食の安全・安心の確保を図る取り組みの強化が不可欠です。
- 消費者に安全・安心な農林水産物を提供するためには、生産・製造・加工・流通・販売の各段階でのリスクをチェックするとともに、生産履歴情報の開示など、生産者の顔が見える流通システムの構築が必要です。
- 食品に起因する健康被害の防止のため、事案発生時の迅速な情報の収集・提供とともに、食品関連事業者に対する監視・検査体制の整備や事業者の自主衛生管理体制の強化が必要です。



## これからの基本方向

- 食の安全確保のための施策を計画的に実施するとともに、生産から消費にいたる各段階において県民の参画を推進します。
- 安全・安心な農林水産物の生産を推進するとともに、その履歴が追跡できる生産・流通システムを構築します。
- 食品関連事業者などに対する監視を強化するとともに、より安全性の高い衛生管理手法の導入を促進します。

## 主な取り組み

### 1 食の安全・安心確保対策の推進

- 「大分県食の安全・安心推進条例」に基づく食品安全行動計画の実施
- 食に関する適切な情報提供及び風評被害防止のための正しい知識の普及
- リスクコミュニケーション※（意見交換会）を通じた県民参画の推進

### 2 安全・安心な農林水産物の生産・流通管理システムの構築

- GAP※（農業生産工程管理）の普及拡大による安全・安心な農産物生産の推進
- 県独自のe-naおおいた農産物認証制度※の普及などによる減農薬・減化学肥料栽培の拡大
- 農薬や動物用医薬品（水産用を含む）、食品添加物の適正使用の指導強化
- 農林水産物の生産履歴や集出荷履歴のデータベース化などによるトレーサビリティの推進
- 生産者・消費者団体、流通業界、行政などが一体となった地産地消運動の推進



### 3 食品関連事業者などに対する衛生管理体制の強化

- HACCP※方式やISO9000S※規格などに対応したリスク管理体制の普及と指導の強化
- 九州各県との連携による輸入食品の効率的な検査の推進
- 食品衛生監視・指導及び啓発の強化による食中毒防止対策の推進
- 野生獣肉食肉処理施設などの衛生管理の強化



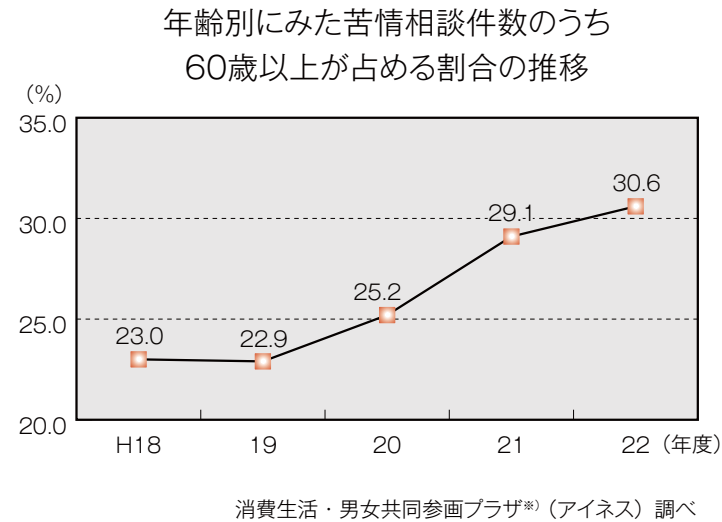
## 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
食のリスクコミュニケーションの開催回数	回/年	11	H16	42	53	60
GAP実践農家数	戸	5,014	H21	—	5,329	8,000
食中毒発生件数（直近3年間の平均）	件/年	7	H16	7	7.3	7

# (4) 消費生活の安心や生活衛生の向上

## 現状と課題

- 商品やサービスなどによる事故や健康被害が発生しており、安全性を確保するため、事故情報の迅速な収集、消費者への注意喚起など、消費者被害の発生・拡大を防止する取り組みが求められています。
- 高齢者世帯を狙った悪質商法やインターネット取引によるトラブル、メール・携帯電話による不当請求など、消費者トラブルは複雑、多様化、深刻化しており、事業者に対する監視指導の強化をはじめ、相談体制の整備・充実や消費者教育・啓発の充実が求められています。
- 入浴施設や理美容所などの生活衛生関係施設の営業形態は多様化しており、新たな健康被害や苦情、感染症に対する迅速で的確な対応が求められています。
- ペットを家族の一員とする家庭が増加していることから、動物愛護精神をはぐくむとともに、適正飼育の啓発や動物から人に感染する動物由来感染症<sup>※</sup>対策など動物愛護に関する総合的な施策の推進が求められています。



## これからの基本方向

- 消費者の権利の尊重とその自立を支援するとともに、公正な消費者取引や安全・安心な商品・サービスなどの提供の確保を推進します。
- 市町村をはじめ消費者団体など関係機関との連携・協働により、地域に根ざした消費者主体の取り組みを推進します。
- 県民生活に密着した生活衛生関係施設を安心して利用できるよう衛生水準の向上に努めます。
- 人と動物が愛情豊かに安心して暮らせるために、動物愛護や飼育マナー向上の啓発と災害に備えた動物救護の取り組みを推進します。

## 主な取り組み

### 1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

- 食品や商品・サービス、住宅などの安全性を確保するための立入調査などの実施
- 消費者取引などの適正化に向けた事業者指導の充実・強化
- 消費生活に関する教育・啓発の推進と人材の育成
- 高齢者や子どもなど消費者の特性に応じた被害未然防止のための迅速かつきめ細かな情報提供
- 消費生活・男女共同参画プラザの苦情処理相談体制の充実・強化



消費者カフォローアップ講座

### 2 市町村や消費者団体等との連携・協働

- 相談員研修など市町村消費生活相談体制の充実・支援
- 消費者団体などの自主的な活動への支援

### 3 生活衛生関係施設の衛生水準の向上

- 新たな社会的ニーズに応じて生活衛生関係団体と連携した自主衛生管理体制の推進
- 衛生講習会や試験検査による感染症対策の強化と迅速・的確な監視指導の実施

### 4 動物愛護精神の高揚と飼育マナーの向上

- 動物愛護推進員<sup>※</sup>などと連携した動物愛護なかよし教室、命の授業などの開催
- 動物の所有者明示やしつけなどの適正飼育と動物由来感染症の知識の啓発推進
- 譲渡する犬やねこの不妊手術や負傷時の治療設備の整備・充実
- 災害時の被災動物の救護対策などの推進



犬のしつけ教室

## 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
「アイネス消費生活情報」メールマガジン登録件数	件	135	H21	—	138	1,000
消費生活センターを設置する市町村の割合	%	3.6	H16	—	5.6	77.8
犬・ねこ殺処分頭数	頭	5,327	H18	—	3,554	3,144

# (5) 食育を通じた人づくり・地域づくりの推進

## 現状と課題

- 県民が健全な食生活を実現するとともに、地域社会の活性化、豊かな食文化の発展、環境と調和のとれた生産や消費を推進するため、食育のさらなる取り組みが求められています。
- ライフスタイルの変化により孤食化が進む中、食事マナーを習得する機会が減少していることから、家族や友人と会話を楽しみながら食卓での作法や行儀を学ぶ機会を増やす必要があります。
- 毎日きちんと朝食を取るなど、子どもたちに望ましい食習慣と自己管理能力を身につけさせるとともに、地場産物を活用した学校給食やさまざまな体験活動を通して「食の大切さ」や「感謝の気持ち」を醸成するため、学校、家庭、地域が連携した食育の推進が必要です。

## これからの基本方向

- 食育を県民運動として普及・定着させるため、県民に分かりやすい啓発と実践しやすい環境づくりのための「食育の見える化」に取り組みます。
- 食事マナーの習得、次世代へ残したい食文化の継承などの場として、産学官が連携し、家族や友人などとともに楽しく食卓を囲む運動を推進します。
- 健やかな食生活を実現できる県民を育成するため、妊娠期や乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた切れ目のない食育を推進します。とりわけ、学童・思春期にある子どもたちに対しては、家庭や地域と連携し、学校教育活動全体を通じた食に関する指導を推進します。
- 県内で生産された農林水産物を県内で愛用する地産地消を県民運動として展開するとともに、生産者と消費者との交流促進や食文化の伝承・発展に取り組みます。



『おおいた「わ（話・輪・和）」食運動』ロゴマーク

## 主な取り組み

### 1 食育の普及・啓発

- 家族や友人と楽しく食卓を囲む『おおいた「わ（話・輪・和）」食運動』の展開
- 食育活動者との連携による食を大切にする心の醸成や食事マナーなどの普及啓発

### 2 健やかな食生活を実現できる県民の育成

- 乳幼児健診における相談機会の活用や保育所などとの連携による正しい食習慣の確立に向けた取り組みの推進
- 栄養教諭や地域の生産者などを活用した給食の時間をはじめ教科や特別活動など学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実
- 大学や事業所などとの連携による青・壮年期における適切な食生活の実践に向けた取り組みの推進



地域の食材を使った小学校での料理教室

### 3 大分の食で創る魅力あふれる地域づくり

- 県民一人ひとりが、食と農林水産業を理解し、県産品を活用する地産地消県民運動の普及・定着
- 農林水産物の生産現場における体験の場づくりの推進
- 世代間交流を通じた、地域の食・伝統料理などの食文化の伝承・発展
- ヘルシーメニューの提供や料理の選び方などに関する情報提供を行う店舗（健康応援団<sup>※</sup>）の登録の推進



小学生のしいたけのこま打ち体験

## 目標指標

指標名	単位	基準値	年	H22年度		H27年度
				目標値	実績値(見込)	目標値
食育に取り組んでいる団体・企業等数	団体・企業	23	H22	—	23	72
朝食を毎日食べる児童・生徒の割合(小5)	%	90.6	H18	—	95.5	98
地産地消キャンペーン参加団体・店舗数	団体・店舗数	314	H21	300	302	350
「健康応援団」登録店舗	店舗数	281	H21	—	247	400